

## 政策コメンテーター報告（第2回）テーマ（案）

テーマ1：経済動向について

今回、9月中旬から10月上旬にかけて、意見をいただいておりますが、現下の経済情勢に関する現状認識についてお伺いします。

- 現在の経済状況について、関連する業界、地域等の現状やご自身の知見・経験等を踏まえ、3か月前(6月中旬から7月上旬)と比べて良くなっているか、悪くなっているか選んでいただき、その理由をデータや具体的な事例とともに300字以内でご記入ください。なお、政府の景気の現状認識については月例経済報告の中でお示ししているのご参照ください。
- 今後の経済のリスク要因について、第1回時点と比較して変化があれば300字以内でご記入ください。

テーマ2：経済再生と両立する財政健全化について

経済財政諮問会議では、強い経済を実現し、経済成長を通じた税収の増加等を実現するとともに、裁量的経費のみならず義務的経費も含めた聖域なき歳出削減により、経済再生が財政健全化を促し、財政健全化の進展が経済再生の一段の進展に寄与するという好循環を目指し議論を行っております。

上記の考え方の下、「中期財政計画」（平成25年8月8日閣議了解）の中では、国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2015年度までに2010年度に比べ赤字の対GDP比を半減、2020年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すこととされています。

**（質問事項案）**

- 財政健全化に向け、以下の各分野について、取り組むべき課題及びその理由をそれぞれ300字以内でご記入ください。
  - ① 強い経済成長の実現
  - ② 歳出削減
  - ③ 増税

### テーマ3：女性の働き方に中立的な税制・社会保障制度等の在り方について

経済財政諮問会議では、少子高齢化の進展や共働き世帯の増加などの社会経済情勢の変化の下、女性の活躍の更なる促進に向け、税制、社会保障制度、配偶者手当等の在り方について総合的に検討を行っています。女性の働き方に中立的な税制・社会保障制度等の在り方については、これまでも制度変更に伴う費用負担の問題や世帯・家族の在り方に対する考え方など様々な視点から議論が行われてきました。以下では、働き方の選択に対してより中立的な社会制度を実現していく上での課題等についてお伺いします。

#### (質問事項案)

- 現行の税制・社会保障制度等においては、以下の①～③のような措置が講じられています。女性の働き方に中立的な社会制度を実現していく上で、特に優先して改善すべきとお考えになる分野を1つ選び、その理由及び今後の改善策を300字以内でご記入ください。

#### ① 税制

- ・ 妻の収入が所得税の非課税限度額（103万円）を超えない場合、妻自身の所得税は発生しない。加えて、夫の税制上の配偶者控除は引き続き適用され、減少することはない。
- ・ 妻の収入が103万円を超えると、妻自身に所得税が発生するとともに、夫には配偶者特別控除が適用され、徐々に控除額が縮減していく。

#### ② 社会保障制度

- ・ 妻の収入が一定額（130万円）を超えない場合、妻は夫の健康保険、厚生年金等の被扶養者に該当し、妻自身の社会保険料負担は発生しない。
- ・ 妻の収入が130万円を超えると、夫の扶養から外れ、社会保険料負担が発生する。

#### ③ 配偶者手当

- ・ 妻の収入が一定額（民間の場合は、103万円、130万円など。国家公務員の場合は130万円）を超えない場合、企業等から配偶者手当が支給される（民間企業の7～8割が手当を支給している）。

### その他

## (参考資料)

参考資料として、各テーマ別に、関連資料を添付いたしましたのでご参照下さい。これらに関する質問は、事務局までお問い合わせ下さい。

### テーマ1 関連

#### <最近の経済情勢について>

「平成26年4-6月期GDP速報（2次速報値）～ポイント解説～」(平成26年9月)：  
[http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data\\_list/sokuhou/files/2014/ge142\\_2/pdf/gepoint1422.pdf](http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/sokuhou/files/2014/ge142_2/pdf/gepoint1422.pdf)

「月例経済報告等に関する関係閣僚会議議事要旨」(平成26年8月)：

「月例経済報告等に関する関係閣僚会議資料」(平成26年8月)：  
<http://www5.cao.go.jp/keizai3/getsurei/2014/08kaigi.pdf>

### テーマ2 関連

#### <経済財政諮問会議における最近の議論>

「経済財政運営と改革の基本方針2014」の中では、経済再生と財政健全化の両立に向けた基本的な考え方について報告が行われております。

「経済財政運営と改革の基本方針2014」(平成26年6月)  
[http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2014/0624/shiryo\\_01.pdf](http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2014/0624/shiryo_01.pdf)

「当面の財政健全化に向けた取組等について - 中期財政計画 - 」(平成25年8月)  
[http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2013/0808/shiryo\\_01.pdf](http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2013/0808/shiryo_01.pdf)

「中長期の経済財政に関する試算」(平成26年7月)  
[http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2014/0725/shiryo\\_02.pdf](http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2014/0725/shiryo_02.pdf)

最近では、平成26年4月22日、5月27日に行われた会議において、歳出分野の重点化・効率化について、また、5月15日には経済再生と財政健全化の両立に向けた議論が行われました。

議事要旨(4月22日会議)：  
<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2014/0422/gijiyoushi.pdf>

会議資料(4月22日会議)：  
<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2014/0422/agenda.html>

議事要旨（5月15日会議）：

<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2014/0515/gijiyoushi.pdf>

会議資料（5月15日会議）：

「経済再生と財政健全化の両立に向けて」

[http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2014/0515/shiryo\\_01\\_1.pdf](http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2014/0515/shiryo_01_1.pdf)

議事要旨（5月27日会議）：

<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2014/0527/gijiyoushi.pdf>

会議資料（5月27日会議）：

<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2014/0527/agenda.html>

## テーマ3 関連

### <経済財政諮問会議等における最近の議論>

経済財政諮問会議や産業競争力会議での議論及び総理発言を受け、「日本再興戦略」改訂2014の中では、「女性の活躍推進」の項目において、「女性の活躍の更なる促進に向け、税制、社会保障制度、配偶者手当等について、経済財政諮問会議で年末までに総合的に検討する」とされています（付属参考資料①、②）。

『日本再興戦略』改訂2014-未来への挑戦-（平成26年6月）（P. 42～）：

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/honbun2JP.pdf>

### 主な論点

- ・ 女性の活躍推進が重要な政策課題と位置づけられる中、「103万円の壁」、「130万円の壁」の問題が指摘されている（付属参考資料③、④）。これらは、一定の収入を境として負担が急増し、女性の就労に対して抑制的な効果を有している問題と認識されている。このため、税制における配偶者控除や年金制度における第3号被保険者の見直しなど、働き方の選択に中立的な制度に向けた議論が行われている。

#### （1） 税制

- ・ 妻の収入が103万円以下であれば、夫の基礎控除に加え、配偶者控除が適用されるが、103万円を超えると配偶者特別控除が適用され、141万円までの間、徐々に控除額が縮減していく（付属参考資料⑤）。加えて、103万円を超えることにより、妻自身に所得税が発生する。
- ・ なお、昭和61年以前は、「配偶者特別控除」がなく、妻の収入が103万円を超えると夫の配偶者控除の適用がなくなることにより、103万円を境に妻の収入が増えても、世帯で見た場合に「手取りの逆転現象（壁）」が生じていたが、現行においては、「配偶者特別控除」が導入されることにより、税制

上の「壁」は解消されている（付属参考資料⑥）。

- ・ しかしながら、夫の配偶者控除の適用を意識して、依然として、心理的な要因も含め妻の就労調整をもたらしているとの指摘がある（付属参考資料⑦）。
- ・ さらに、103万円が、民間の配偶者手当の収入制限に用いられるケースが多く、その場合、103万円を境に「壁」が発生することとなる（付属参考資料⑧）。

## （2） 社会保障制度

- ・ 妻の収入が130万円以下であれば、夫の被扶養者として扱われ、被用者保険における保険料納付義務が発生しない。しかし、130万円を超えると夫の扶養から外れ、社会保険料負担が発生することにより、130万円を境に「手取りの逆転現象」が生じる（付属参考資料⑧）。
- ・ また、雇主側としても、労働時間が一定水準を超えると雇主としての社会保険料負担が発生するため、就業時間を調整する実態があると考えられている（付属参考資料⑨）。
- ・ こうした制度を背景として、被用者保険の被扶養者基準と被用者保険の適用基準が一体となって「壁」を形成しているとの見方がなされている。なお、被用者保険の適用基準については、年金機能強化法（平成24年8月成立）により、平成28年10月から短時間労働者への適用拡大が実施予定となっている。

### 付属参考資料一覧

付属参考資料①：女性の活躍促進に関する総理発言

付属参考資料②：「日本再興戦略」改訂 2014（抄）

付属参考資料③：妻の収入の変化による世帯収入への影響（平成 26 年 5 月 28 日 産業競争力会議課題別会合（第 4 回）提出資料）

付属参考資料④：既婚女性の給与所得者の所得分布（年代別）（平成 26 年 5 月 12 日 税制調査会（基礎小委①）提出資料）

付属参考資料⑤：配偶者控除・配偶者特別控除の仕組み（同上）

付属参考資料⑥：いわゆる「103万円の壁」について（イメージ）（同上）

付属参考資料⑦：パート労働者が就業調整を行う理由（同上）

付属参考資料⑧：働き方に中立的な税制・社会保障制度・配偶者手当について（平成 26 年 5 月 28 日 産業競争力会議課題別会合（第 4 回）提出資料）

付属参考資料⑨：就業調整が生じる構造（同上）

## 女性の活躍推進に関する総理発言

### ○平成 26 年 3 月 19 日 第 3 回経済財政諮問会議（第 1 回経済財政諮問会議・産業競争力会議合同会議）総理発言（議事要旨より抜粋）

本日は、経済財政諮問会議と産業競争力会議による初めての試みとして、合同会議を開催した。我が国の成長力を引き上げる上での最大の潜在力である女性の活躍推進について議論をした。

本日の議論を踏まえ、甘利大臣、森大臣の調整の下、関係大臣が連携して、次の方針で施策の具体化を進めていただきたい。

森大臣においては、人口減少に歯止めをかけるための目標のあり方を含め、少子化対策の具体化について、様々なアイデアを集めながら検討を進めていただきたい。

就学前の保育の充実については、着実な前進を遂げている。次は、いわゆる「小1の壁」を乗り越えなくてはならない。下村大臣、田村大臣が協力をして、両省の関連施策の一体運用、学校の校舎の徹底活用などを検討し、学童保育等を拡大するためのプランを策定していただきたい。

麻生大臣、田村大臣には、女性の就労拡大を抑制する効果をもたらしている現在の税・社会保障制度の見直し及び働き方に中立的な制度について検討を行ってほしい。

さらに、役員、幹部、管理職などへの女性の登用促進のための施策を、関係大臣において幅広く検討していただきたいと思う。

### ○平成 26 年 5 月 28 日 第 4 回産業競争力会議課題別会合 総理発言（議事要旨より抜粋）

女性の活躍の更なる促進に向け、税制、社会保障制度、さらには配偶者手当について、総合的に議論するための場を諮問会議に設ける考えである。関係大臣には、その場での議論を踏まえつつ、女性の働き方に中立的な制度について、更に検討を進めていただきたい。

### ○平成 26 年 6 月 9 日 第 10 回経済財政諮問会議 総理発言（議事要旨より抜粋）

女性の活躍のさらなる促進に向け、税制、社会保障制度、配偶者手当について、諮問会議で総合的に議論していただきたい。甘利大臣には、関係大臣等と連携しつつ、取り組んでいただきたい。

「日本再興戦略」改定 2014  
(平成 26 年 6 月 24 日 閣議決定)

第二 3つのアクションプラン

一. 日本産業再興プラン

2. 雇用制度改革・人材力の強化

2-2. 女性の活躍推進/若者・高齢者等の活躍推進/外国人材の活用

(3) 新たに講ずべき具体的施策

i) 女性の活躍推進

⑩働き方に中立的な税制・社会保障制度等への見直し

日本再興戦略では、「女性の活躍推進」の項目において、「働き方の選択に関して中立的な税制・社会保障制度の検討を行う」こととし、税制面では、本年3月以降、政府税制調査会において、女性の働き方の選択に対して中立的な税制の検討を行ってきた。

働き方の選択に対してより中立的な社会制度を構築するためには、幅広く総合的な取組が不可欠である。このため、少子高齢化の進展や共働き世帯の増加などの社会経済情勢の変化の下、女性の活躍の更なる促進に向け、税制、社会保障制度、配偶者手当等について、経済財政諮問会議で年末までに総合的に検討する。

・税制について

税制面では、自民党・日本経済再生本部の提言や政府税制調査会におけるこれまでの議論を踏まえ、女性の働き方に対してより中立的な制度とする方策について、経済財政諮問会議と連携しつつ、引き続き政府税制調査会において幅広く検討を進める。

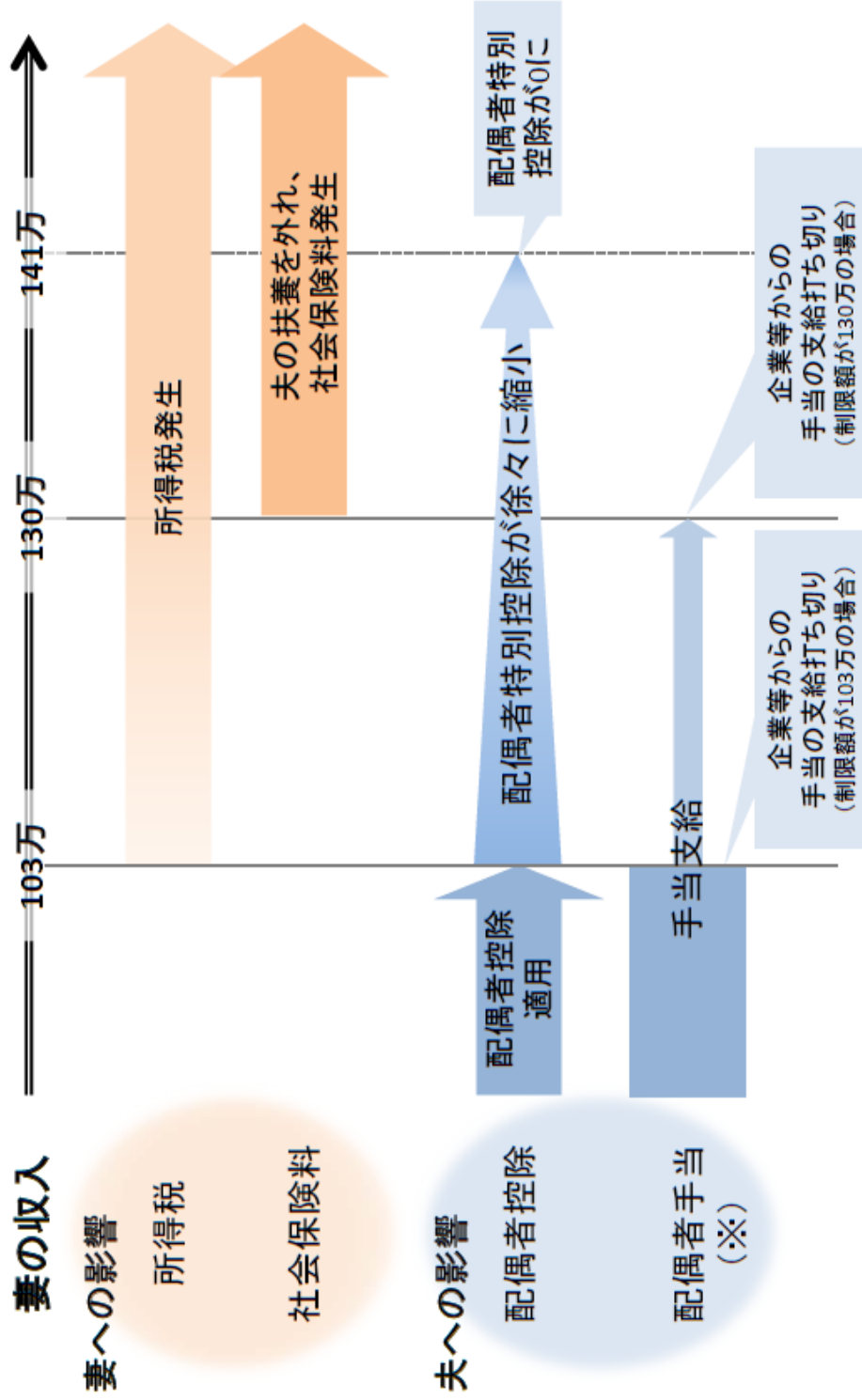
・社会保障制度について

社会保障制度については、①正社員等を夫に持つ女性の収入が130万円を超えた場合には、3号被保険者の資格を失い、社会保険料負担が発生し手取り収入が減少する逆転現象が生じるため、妻が働く時間を抑制する実態がある、②雇用主側としても労働時間が一定水準を超えると社会保険料負担が発生するため、就業時間を調整させる実態がある、③3号被保険者制度は自営業者等の妻や独身女性との関係で不公平である、との指摘があることに鑑み、経済財政諮問会議における議論を踏まえつつ、社会保障制度の持続可能性を高める観点や、女性の生き方・働き方に対してより中立的な制度の構築という観点を明示的に踏まえた上で、被用者保険の適用拡大や給付・負担の在り方等を含む包括的な検討を着実に進める。

・配偶者手当の見直しについて

配偶者を持つ従業員に対し、手当を支給する事例も見られ、結果的に女性の就労を抑制している場合があるとの指摘があることに鑑み、経済財政諮問会議において人事院等に情報提供等の協力を要請しながら議論を深め、配偶者に対する民間及び公務員の手当の在り方について検討を進める。

# 妻の収入の変化による世帯収入への影響

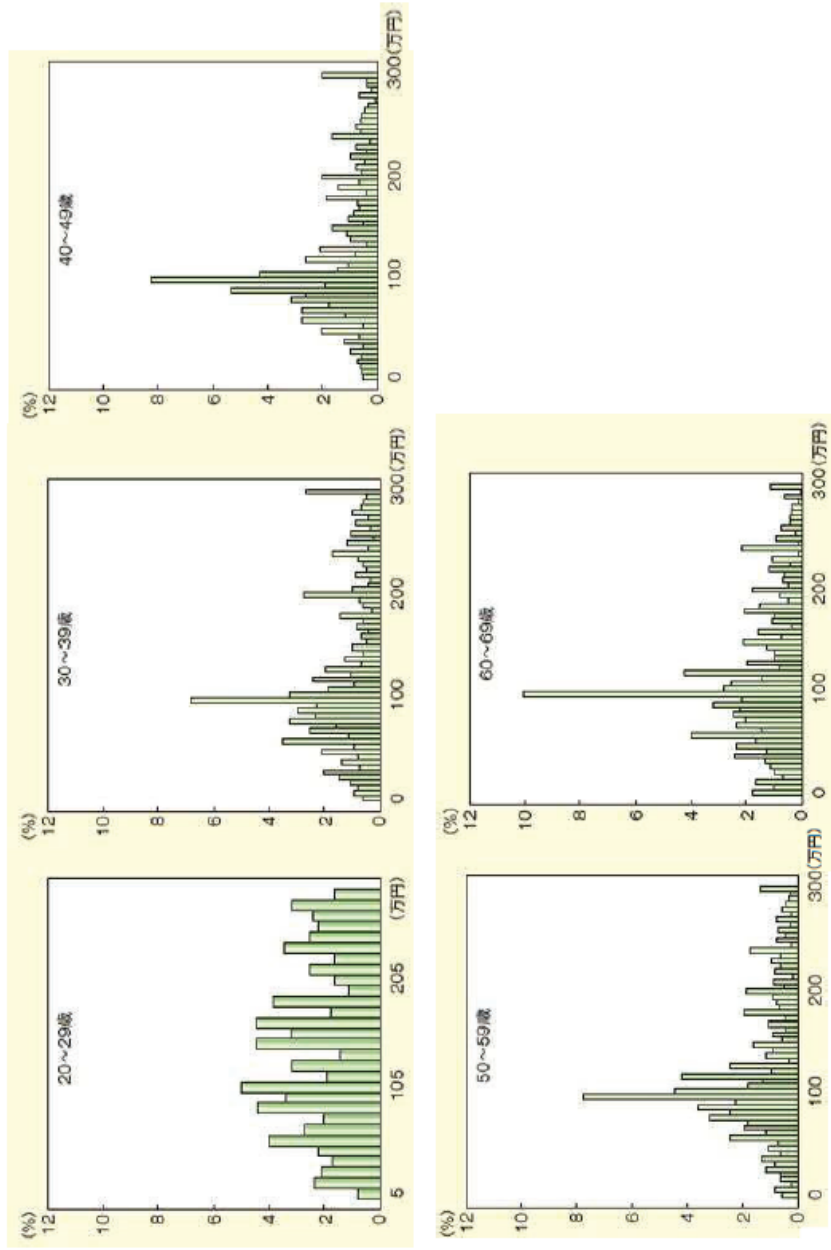


※ 民間企業の約7～8割が家族手当を支給。うち約半数が配偶者手当の支給制限額を103万円に設定。  
 なお、国家公務員の扶養手当(配偶者分)の支給制限額は130万円。

(付属参考資料③)



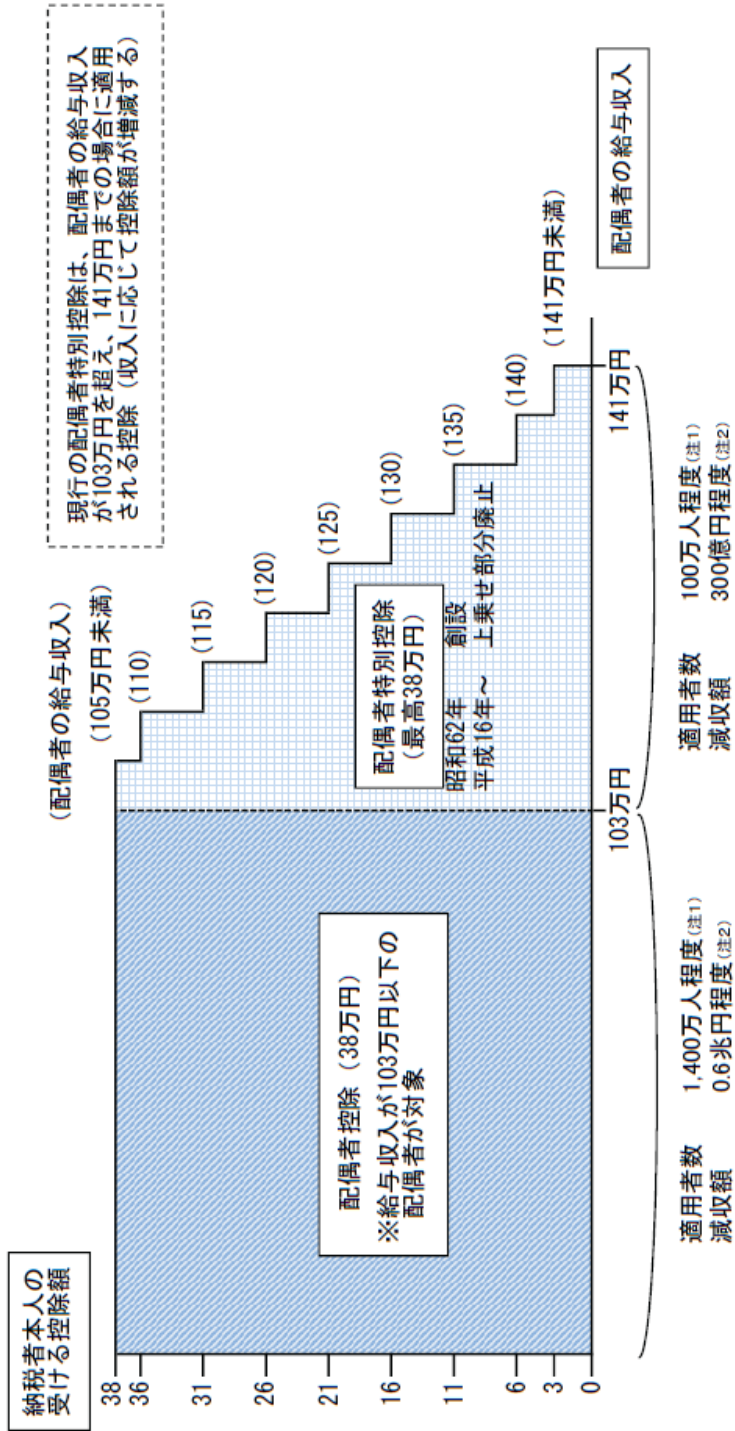
### 既婚女性の給与と所得者の所得分布(年代別)



(参考) 1. 厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成22年)を基に、男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会女性と経済ワーキング・グループ(安部由起子委員)の特別集計より作成。  
 2. 本調査は、300万円以上の所得分布もあるため、300万円までの割合を足し上げても100%にはならない。ただし、300万円までの雇業者所得への分布の累積比率は、30歳代で79%、40歳代で77%、50歳代で79%、60歳代で89%となっている。

(出典) 平成24年版「男女共同参画白書」より引用。

### 配偶者控除・配偶者特別控除の仕組み



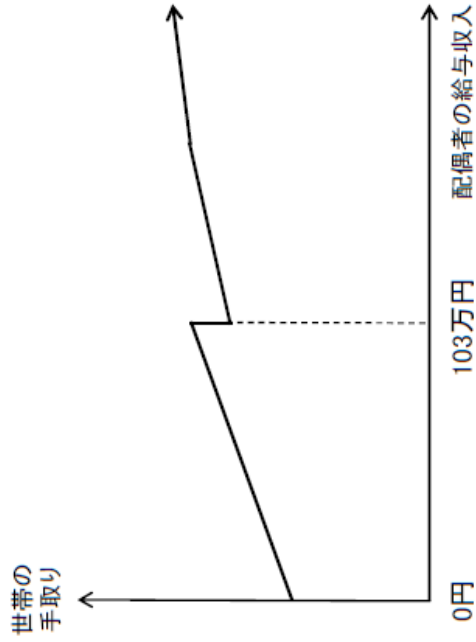
現行の配偶者特別控除は、配偶者の給与収入が103万円を超え、141万円までの場合に適用される控除 (収入に応じて控除額が増減する)

⇒ かつては「配偶者特別控除」がなく、配偶者の給与収入が103万円を超えると納税者本人の配偶者控除の適用がなくなることにより、配偶者の給与収入が増え、世帯でみれば「手取りの逆転現象」(いわゆる「壁」)が生じていたが、現行においては、税制上の「壁」は解消されている。

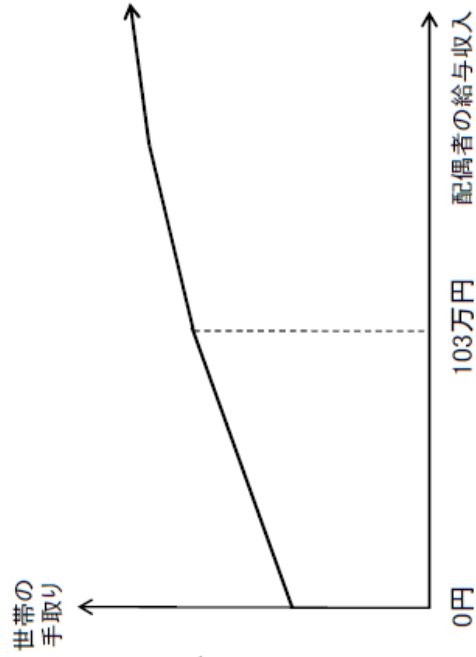
(注1) 配偶者控除 (老人控除対象配偶者を含む。) 及び配偶者特別控除の適用者数は、平成26年度予算ベースであり、給与所得者以外の人も含めた数である。  
(注2) 平成26年度予算ベースによる。

いわゆる「103万円の壁」について(イメージ)

配偶者特別控除がない場合

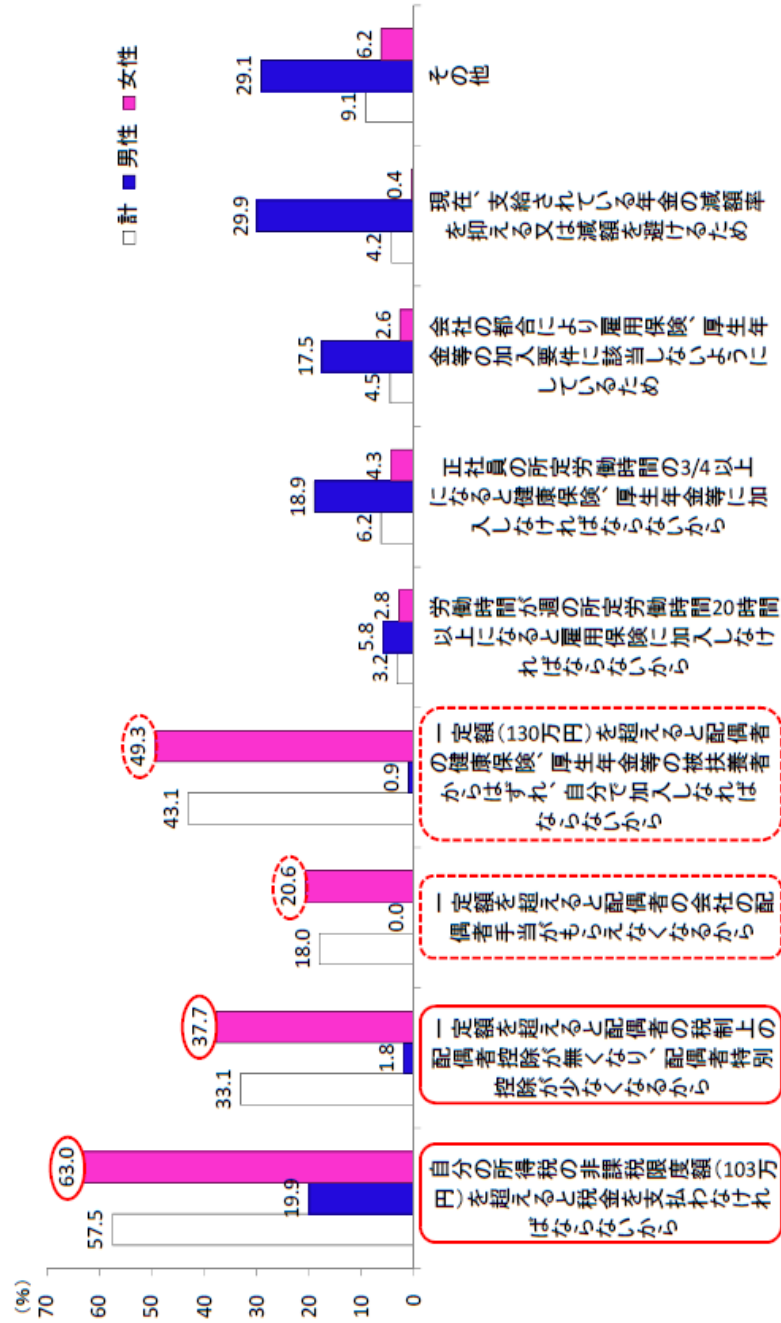


現行



(注) 配偶者特別控除は昭和62年に創設。

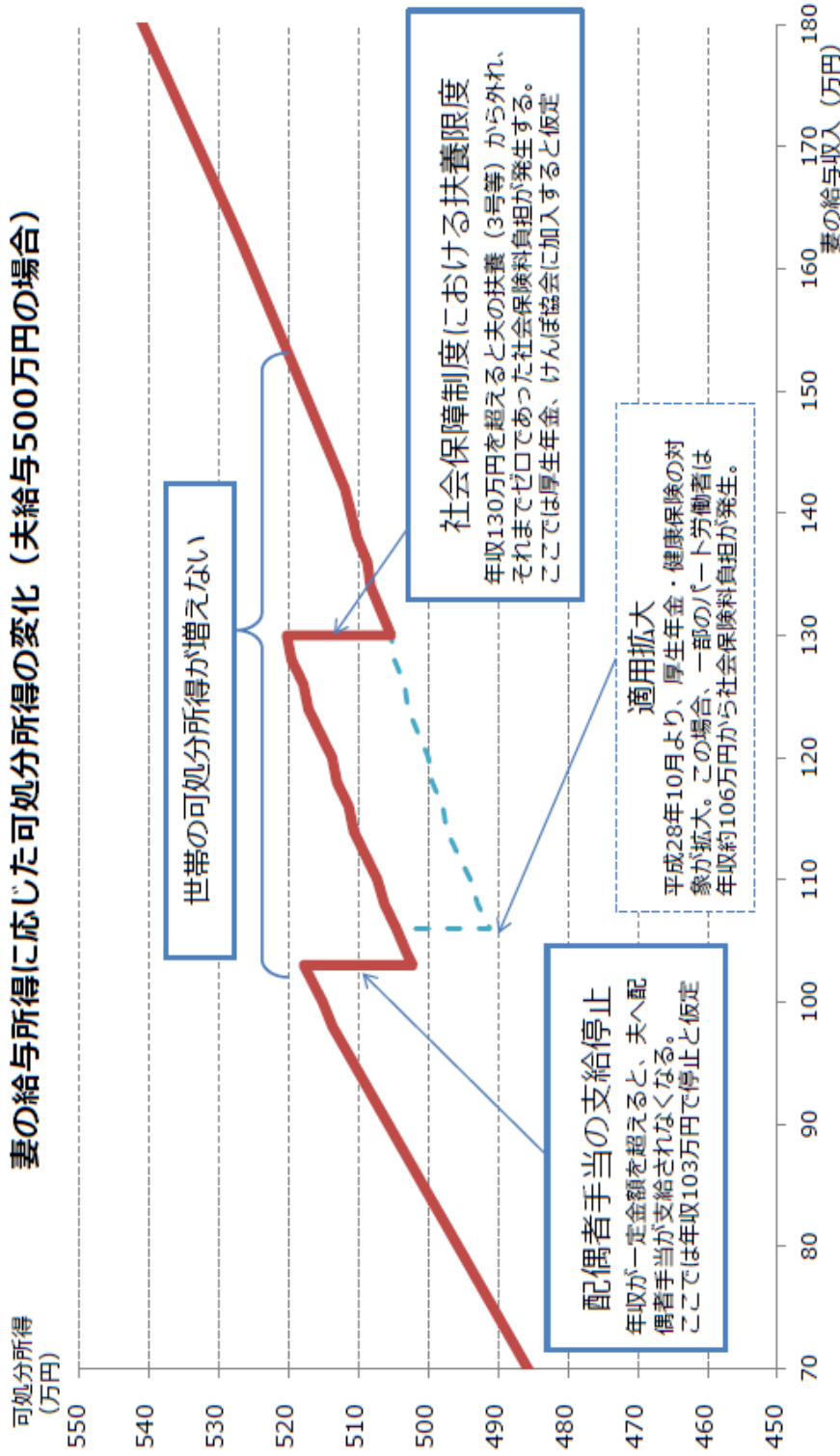
パート労働者が就業調整を行う理由



(備考)厚生労働省「平成23年パートタイム労働者総合実態調査」より作成。複数回答。  
 (注)計数は、配偶者のいる者の数値。

# 働き方に中立的な税制・社会保障制度・配偶者手当について

妻の給与所得に応じた可処分所得の変化（夫給与500万円の場合）



※夫の基本給与が額面500万円（配偶者手当が支給される場合はこれに加えて月1.3万円、年15.6万円支給）の夫婦世帯において、妻の給与収入によって世帯としての可処分所得がどのように変化するかを示したものの。  
 ※考慮している負担は、所得税、住民税、年金保険料及び健康保険料（介護分を除く）。雇用保険料は考慮していない。  
 ※年金、健康保険料を支払う場合は、夫婦ともに厚生年金・健康保険（協会けんぽ（東京支部））に加入するものと仮定。社会保険料負担は、単純に年収額に被用者負担分の料率を集めて算出。

## 就業調整が生じる構造

○ 就業調整行動は、個人と事業主の双方の社会保険料負担回避行動が生じていると考えられる。

